

産業厚生常任委員会資料

平成27年9月4日

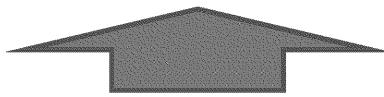
地域創造部商工観光課

公の施設の指定管理(商工観光課所管)の更新(案)について

(平成23年度～平成27年度)

(平成28年度以降)

番号	施設名称	指定管理者	事業内容	指定期間
①	加東市内水面開連知識普及教育施設 加東市アクア東条	兵庫県釣針協同組合		平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
②	加東市滝野交流保養館 (滝野温泉(ぽかほ))	ふるさと振興協会	施設管理運営事業	平成28年4月1日～ 平成33年3月31日
③	加東市滝野産業展示館 (滝野にぎわいプラザ)	ふるさと振興協会		
④	加東市やしろ鴨川の郷	鴨川の郷協会	施設管理運営事業	平成23年4月1日～ 平成28年3月31日
⑤	設・道の駅とうじょう 加東市产地形成等促進施設	(株)夢街人とうじょう		平成28年4月1日～ 平成33年3月31日



公募・非公募	事業内容	指定期間
公募	施設管理運営事業	平成28年4月1日～ 平成33年3月31日

◆商工観光課所管施設の指定管理について

1 施設の概要

①加東市内水面関連知識普及教育施設加東市アクア東条

所在地	加東市黒谷 1197 番地 23
開設年度	平成元年
構造	鉄筋造平屋建
建築面積	223.257 m ²
主な施設内容	ホール、研修室、バルコニー、事務室、倉庫、駐車場
主な事業内容	施設管理運営事業

②加東市滝野交流保養館

所在地	加東市下滝野 1283 番地 1
開設年度	平成 12 年
構造	鉄筋コンクリート造一部鉄骨造
建築面積	900.90 m ²
主な施設内容	大浴場、ロビー、休憩室、談話室、お土産コーナー、食堂、事務室、駐車場
主な事業内容	施設管理運営事業

③加東市滝野産業展示館

所在地	加東市河高 4028 番地
開設年度	平成 18 年
構造	鉄骨造平屋建（展示棟）、鉄筋コンクリート造平屋造（トイレ） 木造平屋建（販売棟）
建築面積	2639.02 m ²
主な施設内容	展示スペース、休憩スペース、受付カウンター、事務室、倉庫、 トイレ、販売棟、駐車場
主な事業内容	施設管理運営事業

④加東市やしろ鴨川の郷

所在地	加東市上鴨川 1061 番地 100
開設年度	平成 10 年
構造	鉄骨造 2 階建（農林漁業体験実習館）

	木造平屋ログハウス調造（コテージ）
建築面積	1,089 m ² （農林漁業体験実習館） 352.5 m ² （コテージ）
主な施設内容	農林漁業体験実習館、コテージ、ふれあい広場、ふれあい農園、スポーツ広場、鴨川の郷キャンプ場、鴨川の郷しいたけ園
主な事業内容	施設管理運営事業

⑤加東市産地形成等促進施設・道の駅とうじょう

所在地	加東市南山1丁目5番地3
開設年度	平成12年
構造	鉄骨造平屋建
建築面積	948.70 m ²
主な施設内容	特産館、地域食材提供室（レストラン） 地域便利施設室（コンビニエンスストア）、事務室
主な事業内容	施設管理運営事業

2 指定管理候補者の選定方法

（1）施設設置目的

① 加東市内水面関連知識普及教育施設加東市アクア東条

本施設は、住民又は内水面利用者に対し、内水面の適正利用又は水産動植物の生態、保護培養等に関する知識の普及啓蒙及び地場産業の振興を行うことを目的としている。

② 加東市滝野交流保養館

本施設は、加東市の重要な資源である温泉資源を、適正かつ有効に活用し、湯を媒体としたコミュニティの推進及び健康増進を図りながら、市民生活の向上及び観光振興を行うことを目的としている。

③ 加東市滝野産業展示館

本施設は、住民に対し、地域産業や観光情報を発信することを目的としている。

④ 加東市やしろ鴨川の郷

本施設は、豊かな自然や文化財等を活かしつつ、円滑な管理運営を行うとともに、住民等との交流及び農林業の振興を図ることにより、地域の活性化を促すこと目的としている。

⑤ 加東市産地形成等促進施設・道の駅とうじょう

本施設は、地元特産品や農産物の宣伝及び販売を通じて、生産者と消費者の交流を軸とした地域の活性化を目的としている。

(2) 施設の現状

① 加東市内水面関連普及教育施設加東市アクア東条

本施設は、現在、兵庫県釣針協同組合が指定管理者となっている。

教育展示施設（環境教育の拠点）の位置づけにより、入館料無料としているが、冬季の平日入館者が少ないことや、隣接する大型集客施設との連携が課題となっている。

現在は、本施設を環境学習の活動拠点として、兵庫県等と連携し、「東条川疏水ネットワーク博物館」事業の推進に協力している。

② 加東市滝野交流保養館

本施設は、現在、ふるさと振興協会が指定管理者となっている。

平成25年度より、営業日数の増加や営業時間の延長等の取り組みにより、入館者数の増加に取り組んでいる。

その一方で、建築後15年が経過し、施設の修繕が必要となることから、より一層の収入の確保が課題となっている。

③ 加東市滝野産業展示館

本施設は、現在、ふるさと振興協会が指定管理者となっている。

施設内には滝野工業団地企業紹介コーナーや福祉（認知症対策）コーナー等があるが、施設全体の有効な利用が図られていない状態となっている。

一方で、敷地前面には幹線道路が通過しており、国道372号線との交差部からも近距離にあることから、工業団地立地企業等の理解や協力を得ながら、地理的優位性を活かした、敷地全体の有効かつ効果的な利用が課題となっている。

④ 加東市やしろ鴨川の郷

本施設は、現在、鴨川の郷協会が指定管理者となっている。

前レストランテナントの撤退後、利用者は減少していたが、新たなレストランテナントが入居し、テナントと協力し、集客に努めている。

今後は、市が進める「加東神山」の整備や、サイクリングイベント等に積極的に協力し、新たな客層の獲得に向けた取り組みが求められている。

⑤ 加東市産地形成等促進施設・道の駅とうじょう

本施設は、現在、(株)夢街人とうじょうが指定管理者となっている。

特産館・地域食材提供室（レストラン）・地域便利施設室（コンビニ）に加え、農産物直売所を設置し、一体的な運営を行っている。

また、大型バスの受け入れや自主イベント等の積極的な企画・実施により、利用者は増加傾向にある。

(3) 非公募理由

①加東市やしろ鴨川の郷

- ・「加東市やしろ鴨川の郷条例」(平成18年3月20日条例第151号) 第1条で、「豊かな自然環境を有効に利用し、都市住民との交流及び農林産物の生産活動等を通じて、地域の活性化を図るため加東市やしろ鴨川の郷（以下「鴨川の郷」という。）を設置する。」とあり、上鴨川地区をはじめとする周辺地域が都市住民との交流等を通じて地域を活性化するため、設置された施設である。当協会は、鴨川の郷の運営を目的に、地域住民により設立された公共的団体であり、かつ、地域と密接な関係にあり、地域が持つ事情を熟知し、地元の雇用創出に取り組む等、周辺地域の活性化に積極的に関与している。
- ・のことから、「加東市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例」(以下、「本条例」という。) (平成18年3月20日条例第58号) 第5条第1項に定めのある「公共的団体」に該当し、かつ、施設の性格が都市住民との交流及び農林産物の生産活動等を通じて、地域の活性化を図ることであるため、本条例第5条第1項第1号に該当するものと考えられる。

②加東市産地形成等促進施設・道の駅とうじょう

- ・本市の資産である道の駅とうじょうの敷地内に存する農産物直売所は、(株)夢街人とうじょう（以下、「当法人」という。）の資産として建設され、償却も当法人が行っている。この直売所の売り上げは、年々増加し、直近の実績では特産館の約1.5倍となっている。その理由として、当法人が生産者と良好な関係を築き、新鮮な野菜の販売を行っていることが上げられる。道の駅とうじょう利用者の多くが直売所目的に訪れ、その後、特産館にも立寄るという図式を継続し、集客力の高い直売所を核とした一体的な施設運営でしか、さらなる来場者の増加や周辺地域の活性化は見込めない。
- ・本市が、当法人の株主となっていることから、本条例第5条第1項に定めのある「市が出資等している法人」に該当し、かつ、上記のとおり、当法人が指定管理を行うことで、より一層のサービスの向上と業務の効率化が期待されることから、本条例第5条第1項第1号に該当するものと考えられる。

上記の理由から、2施設については非公募とし、それぞれの団体等を指定候補者とします。

3 今後のスケジュール(予定)

時 期	内 容
平成27年9月8日	募集要項の公告、配布（～10月7日）
公告日から9月28日まで	質問事項の受付
10月7日	申請日の受付日
10月8日～10月20日	一次審査（書類審査）
10月23日	一次審査結果通知
10月29日・11月6日	二次審査（プレゼンテーション）
11月10日	二次審査結果通知及び不服申し立て（3日間）
12月中旬	市議会の議決
平成28年1月	指定管理者の指定告示
1月下旬	告示終了後指定管理者に指定通知書を送達
2月～3月	業務の引継ぎ（公募のみ）
4月1日～	管理業務開始

（参考）

○加東市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例

（平成18年3月20日 条例第58号）（抜粋）

（指定候補者の選定の特例）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、市が出資等している法人又は公共団体若しくは公共的団体を指定候補者として選定することができる。

- (1) 公の施設の性格、規模、及び機能により公募することが適さないと認められるとき。
- (2) 公募し対し申請団体がいないとき。
- (3) 申請団体のいずれもが選定基準に照らし、適當と認められないとき。
- (4) 指定候補者に選定された団体を指定管理者として指定することが不可能になり、又は著しく不適當と認められる事情が生じたとき。
- (5) 指定管理者の指定を受けた団体が協定を締結しないとき。